

あきた労福協

2018年7月1日

№123

発行所／秋田県労働福祉協議会
 発行責任者 高橋暢嘉
 秋田市中通6丁目7-36 フォーラムアキタ2F
 TEL: 018-833-1875・FAX: 833-0506
 ホームページ <http://akita@rofuku.net>

秋田労福協第56回定期総会を開催

2018年5月24日（木）フォーラムアキタにおいて「秋田労福協第56回定期総会」を開催し、2018年度の活動方針および2018年度予算について承認された。総会では、



労福協がめざす「安心・共生の福祉社会の実現」に向け、地域における自主福祉活動を通じた労働福祉団体・労働団体との連携強化など4項目の活動を柱に取り組みを進めいくことを確認した。



◆2018年度の具体的な活動◆

- 1.労働者自主福祉運動の基盤強化
- 2.地域貢献事業、自然災害・震災復興支援活動の取り組み
- 3.暮らしの総合支援に対する取り組み
- 4.貧困社会の解消をめざして

連合秋田「復興の森」

6月2日（土）連合秋田、労福事業団体あわせて31人が参加し開催された。この事業は、継続的な復興支援と環境問題・森林保護の重要性を考え、東日本大震災により被災した海岸防災林の再生のため



「みどりのきずな」プロジェクトとして取り組まれている。

2014年の植樹から4年が経過した苗木は、順調に成育している。



将来、農地や居住地等に対する風害や潮害からの防備や津波の被害軽減効果も考慮した海岸防災林になるよう、今年も草の除去などの保育作業を行った。

中央労福協「2018年度全国研究集会」

全国研究集会が6月4日（月）～5日（火）の両日、岡山市のホテルグランヴィア岡山において300名を超える参加者を集めて開催された。今回は『貧困や社会的孤立に陥らない地域をつくる！』をテーマに、初日は「生活困窮者自立支援制度の意義と制度見直し地域共生社会の実現に向けて」と題して、厚生労働省社会・援護局生活困窮

者自立支援室室長の本後健氏による講演とNPO法人スチュードントサポートフェイス代表理事の谷口仁史氏による「若者支援活動の“これまで”と“これから”」について講演が行われた。2日目は、5団体から「支えあい・助け合いのネットワークをひろげよう！」をテーマに事例が報告された。



本後 健 氏



谷口 仁史 氏

～ だれでも利用できる「お金」と「保障」のワンストップ サービス～

東北労金大館支店と全労済大館支所 新店舗オープン

東北労金大館支店と全労済大館支所は2018年5月7日、大館市清水町4丁目の同敷地内にそれぞれ店舗をオープンした。セレモニーには、関係者約80人が出席し、両組織の役員がテープカットを行いオープンを祝った。東北労金大館支店の床面はすべて木材で、入り口に秋田犬の木彫り像がお客様をお迎えしている。全労済大館支所は平屋建ての白を基調とした広く明るい雰囲気の内装が特徴である。



詳しくは窓口まで
東北労金大館支店 0186-42-6464
全労済大館支所 0186-49-2877



ライフサポートセンターあきた 相談事例 Q&A 「夫が遺したローンの返済と義務」

Q

主人が亡くなり、住宅ローンの団信保険の請求を求めたら「保険加入の際、告
知違反があった」と言われ、保険金は支払われませんでした。そのため私が残り
の住宅ローンを数ヶ月支払いました。夫には、クレジットの借金もあり、その支払いも
しました。住宅ローンの今後の支払について弁護士に相談したら、「借金を支払ったとい
うことは、あなたに相続の意志があるとみなされる」と言われ困っている。住宅ローンの借入は、義父
が1/4、夫が3/4で、連帯保証人は義父であるが、義父は金融機関との話し合いを拒んでいます。このよ
うな状態なので私としては夫との姻縁関係を切りたいと思っているが出きるでしょうか？



A

生命保険の「告知義務違反」が問われたということは、借入をするときに病歴等の告知をして
いなかったのだと思われます。医師により病歴が証明され「告知義務違反」と判断されたと思
います。住宅ローンは、借入当事者が死亡の場合、返済は連帯保証人が支払うことになるのですが、住
宅ローンの一部やクレジットの返済等もされたので相続の意志があるとみなされ、金融
機関はあなたに請求を求めると思われます。配偶者が亡くなつてからでも婚姻解消は出
来ますが、住宅ローンの今後の支払について、再度弁護士に相談することをすすめます。

=お知らせ= 東日本大震災復興支援コンペ「第31回チャリティゴルフ大会」

☆ 開催日時：2018年8月31日(金) ☆ 開催場所：秋田椿台カントリークラブ

☆問い合わせ：電話 018-833-1875 秋田県労働福祉協議会まで



編集後記

食べ物がない、家がないなど人間として最低限の生存条件を脅かすような
「絶対的貧困」、また、必要最低限の衣食住は確保できるものの、普通とされる平均的な生活が困難な状態
の「相対的貧困」がある。日本でも「絶対的貧困」に近い子供たちが多数いるという現実を認識しなければ
ならない。先の通常国会において「生活困窮者自立支援法改正案」が成立した。自治体・各種団体・地域が
より一層連携し、生活困窮者の解消にむけて努力していく必要がある。(J・I)